

令和7年9月11日

当会会員が有罪判決を受けたことについて（会長声明）

愛知県司法書士会

会 長 廣 瀬 成 隆

本日、当会会員が、新型コロナウイルス感染症に係る持続化給付金を不正に受給したとして、詐欺の罪により懲役2年（執行猶予4年）の有罪判決の言い渡し名古屋地方裁判所でありました。

判決で認定された事実によれば、当該会員の行為は、事業継続を支えるための制度を悪用したものであり、社会的に到底許されるものではありません。司法書士は、国民の権利を擁護し、法律事務を通じて公正な社会の実現に寄与するという社会的使命を負っております。その立場にある者が不正を働いたことは、司法書士制度に対する皆様の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であります。

関係者及び皆様に対し、ご迷惑をおかけしましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

当会といたしましては、この判決を重く受け止め、今後同様の事態を二度と生じさせないよう、会員への倫理意識の徹底、継続的な研修・指導を通じて、司法書士制度に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。